

控 訴 状

令和7年6月30日

東京高等裁判所 御 中

| | | |
|-----------|-----|-----------|
| 控訴人ら訴訟代理人 | 弁護士 | 浦 城 知 子 |
| 同 | 弁護士 | 岡 本 翔 太 |
| 同 | 弁護士 | 小 川 隆 太 郎 |
| 同 | 弁護士 | 駒 井 知 会 |
| 同 | 弁護士 | 鈴 木 雅 子 |
| 同 | 弁護士 | 高 田 俊 亮 |

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

自由権規約に基づく損害賠償請求事件

| | | |
|-------|---|------------|
| 訴訟物価額 | 金 | 2895万1000円 |
| 貼用印紙額 | 金 | 16万500円 |

上記当事者間の東京地方裁判所令和4年(ワ)第528号自由権規約に基づく損害賠償請求事件について、令和7年6月17日に言い渡された判決のうち、控訴人ら敗訴部分については不服であるから控訴を提起する。

第1 原判決の表示

- 1 被告は、原告デニズに対し、60万円及びこれに対する令和2年3月24日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告サファリに対し、60万円及びうち30万円に対する令和2年1月7日から支払済みまで年5%の割合による金員を、うち30万円に対する同年4月3日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを25分し、その24を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人デニズに対し、1522万4000円及びうち1292万5000円に対する令和元年8月2日から、うち78万1000円に対する令和元年10月25日から、うち151万8000円に対する令和2年3月23日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人は、控訴人サファリに対し、1492万7000円及びうち1263万9000円に対する令和元年7月31日から、うち71万5000円に対する令和元年10月17日から、うち75万9000円に対する令和2年1月~~17~~⁷日から、各支払済みまで年5%の割合による金員、うち81万4000円に対する令和2年4月3日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
(訂正済)
- 4 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

第3 控訴の理由

追って、控訴理由書を提出する。

附 属 書 類

- | | | |
|---|-------|----|
| 1 | 控訴状副本 | 1通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 1通 |